

別紙1（概要文）

題名 橋梁工事に伴う事業損失補償について

南部国道事務所 用地第一課

◎用地第一課長 大城清 順
おおしろせいじゅん

○用地第一係長 稲嶺幸大
いなみねゆきひろ

1. 目的

道路事業に於いて、河川を横断する橋梁の建設を予定しているが、当該計画橋梁付近に存する海砂利採取販売所に出入りする砂利採取船が当該橋梁とのクリアランスの関係で航行不可能となる。よって当該施設が被ると予見される損失を補償するものである。

2. 内容

当所事業の施工に起因し、その損害等の間に因果関係があると判断し、その損害が社会通念上、受忍の範囲を超えるものと判断し、また、損害等の申出がなされたため、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について第3」により工事完了前に補償を行う事とした。

事業損失補償に伴い、当該施設の営業が継続可能となるような補償案の検証を行った。

3. 結論

現在使用している砂利採取船では、橋梁の下を通過するためのクリアランスが足りず航行不可能となるため、それに代わる代替案を検討し、そのなかから実現可能な代替案を抽出し、より経済的に合理性のある代替案を補償方法として認定した。補償方法としては、牧港橋梁下を航行可能な、より小型なバージ船の調達費とそれに伴う増加経費を補償することとした。

4. 今後の問題点

特になし